

特別支援教育の推進体制整備について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものです。

本県では、特別支援教育への転換が提起されて以降、特別支援教育学校コーディネーターを全ての学校に配置、校内委員会の設置をはじめとする校内支援体制の構築や、相談支援体制及び地域ネットワークの構築、専門的な知識・理解をもち地域における支援の中核となる教員の育成など、特別支援教育を推進するため取組を総合的に進めてきました。平成23年度には、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や授業実践力の向上、校種間で支援をつなぐ仕組みの構築、自分らしさを大切にした社会的自立や職業的自立を目指す教育の推進の3本の柱を設定し、「分かる」「つなぐ」「自立する」をスローガンとして取組を推進してきました。

平成27年度からは、「地域をつなぐ！子どもが伸びる！ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業」を実施し、発達障害のある子どもだけでなく、どの子どもも「分かる」「できる」授業を目指し、ユニバーサルデザインを視点とする授業改善等について研究を進めてきました。合わせて、「発達障害の可能性のある児童生徒の系統性のある支援研究事業」にも取り組み、幼児期から高等学校卒業まで一貫した支援が引き継がれるよう個別の指導計画、個別の教育支援計画、引き継ぎシートの作成・活用を推進してきました。

平成29年度からは、「みんながスター！校内支援力アップ事業」を実施し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営により、生徒指導上の諸問題への対応とも関連させ「チーム学校」として校内支援体制の一層の充実を図っています。また、校種間のつながりの強化や特別支援教育学校コーディネーターの情報共有を目的として、「中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業」を県下すべての中学校区で実施しています。

特別支援学校においては、「特別支援学校の専門性・センター的機能充実事業」を実施し、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒の教育的ニーズの多様化に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部専門家と連携・協力し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、専門家と特別支援学校が協働して小・中・義務教育学校、高等学校等への支援を行っています。また、合理的配慮協力員の派遣を行い、各学校における合理的配慮の充実を進めています。

さらに、共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと、障害のない子どもができる限り共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けての取組については、「居住地校交流実践充実事業」を推進し、特別支援学校の児童生徒の居住する地域の小中学校等との交流の充実を図ります。